

## 浄化槽検査の法定検査受検のお願い

問 水道課 下水道係  
☎476-1111 (194・195)

浄化槽管理者（所有者）には浄化槽の使用にあたり、  
①保守点検 ②清掃 ③法定検査の3つの義務があります。

浄化槽は私たちの生活から排出された汚水を浄化し、きれいな水にして流すことができる装置です。そのため、日常的に(株)大隅衛生志布志に委託して行う『保守点検』と『清掃』を必ず行い、さらに水質を維持するために定期的に『法定検査』を受けることが、皆さんのきれいな生活環境を守るために定められています。

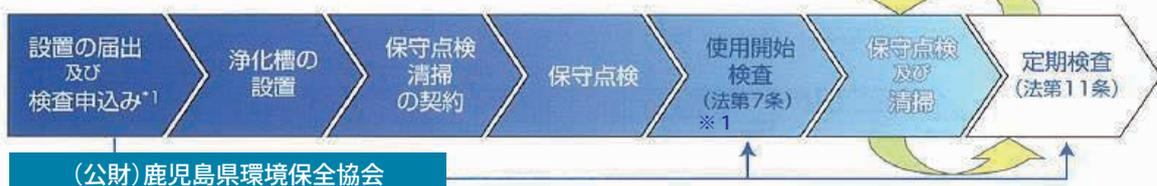
### ①法定検査（定期検査：浄化槽法 第11条）

- ・浄化槽の機能と維持管理状況（使用・保守点検・清掃）に問題が無いか検査します。また、浄化槽から放流される水が基準以下のきれいな水になっているか、処理水を持ち帰り、詳しい水質検査（BOD）を実施します。

※BODとは生物化学的酸素要求量の略であり、水の汚れの程度を表す指標です。合併浄化槽は20mg/L以下という基準が定められています。

区別	内容	人間で言えば…	車でいえば…
保守点検 （日常）	機能を保つためのメンテナンス作業 （消毒液の補充、モーターの点検など）	日常の健康管理 （通院等）	ガソリン補給や オイル交換
法定検査 （定期）	維持管理状況および放流される 処理水の水質検査（BOD）	定期健康診断 （ドック等）	車検

### 浄化槽の設置から適正管理への流れ



※1：使用開始検査の申込書は浄化槽設置の届出の際に工事業者を通じて提出されています。

### ②検査料金（一般家庭5人槽～10人槽）

検査料金	単独浄化槽	合併浄化槽
定期検査	4,000円	6,000円

※検査対象となった浄化槽（設置年度ごとに対象としています）については、事前に指定検査機関から日程通知がありますので、必ず受検していただきますようお願いいたします。

#### 【お問い合わせ先】

（公財）鹿児島県環境保全協会  
☎099-296-9002

